

府立学校警備業務委託契約書(案)

収 入
印 紙

京都府を甲とし、**【落札決定後記入】**を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の名称、内容等

府立学校警備業務 (Cグループ)

(2) 委託料 月額**【落札決定後記入】**円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額**【落札決定後記入】**円)

(3) 委託期間 令和5年8月1日から

令和10年7月31日まで

(4) 契約保証金

【落札決定後記入】円

(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.5パーセント

(契約保証金)

第1条の2 甲は、前条第4号の契約保証金を第12条第1項の遅延賠償金及び第15条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、第9条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。**【※ただし、免除の場合は削除】**

(業務の処理の方法)

第2条 乙は、警備業法(昭和47年法律第117号)その他関係法令及び別添の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲及び契約対象物件の管理者である校長(以下「丙」という。)の指示を受けるものとする。

(警備装置等の設置)

第3条 乙は、委託業務実施のため自己の負担において契約対象物件に警報機器及びこれに付帯する設備(以下「警報装置」という。)を設置し、その警報装置の種類、個数、設置場所、接続系統を図面により甲及び丙に報告しなければならない。ただし、前年度以前に報告した内容に変更のない対象物件については、報告を要しない。

2 契約対象物件の増、改、新築等により既設の警報装置の移動又は変更等の必要が生じた

- 場合は、甲又は丙は乙に事前に通知するものとし、当該工事費は甲又は丙の負担とする。
- 3 甲、乙協議により新たに警報装置の設置を必要と認めた場合は、第1項の規定を準用する。
 - 4 乙は、警報装置からの「異常」を受信する機械設備及び当該機械設備の正常作動を確認する機器をその監視本部に設置しなければならない。

(経費負担義務)

第4条 委託業務の遂行のため必要とする通信回線の申請及び検査並びに警報装置の保守点検にかかる経費は、乙の負担とする。

(補修費の負担)

第5条 警報装置に故障が生じた場合の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 保守の不備のために生じた故障、事故等については、乙が全責任を負うものとする。
- (2) 工事又は自然に起因する事由で故障が生じたときは、乙が直ちに修理を行い、その経費は乙の負担とする。
- (3) 不法侵入者等犯罪行為による場合の破損等の損害については、乙の負担とする。
- (4) 甲又は丙の故意又は重大な過失により故障が生じた場合は、甲の負担とする。

(警報装置の撤去)

第6条 乙は、委託期間が満了したとき、又は甲がこの契約を解除したときは、自己の負担で速やかに警報装置を撤去しなければならない。ただし、警報装置の撤去に際し、乙は警報装置の取り付けの必要上契約対象物件に施された孔穴等変更部分については、原状回復の義務を負わないものとする。

2 前項の場合において、乙が撤去しない場合は、甲において撤去するものとし、その経費は、乙の負担とする。

(処理状況の調査等)

第7条 甲又は丙は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第8条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(予算削減に係る契約の解除等)

第8条の2 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

2 甲が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(業務完了報告及び検査)

第9条 乙は、その月の業務を終了したときは、直ちに業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して当該月分の委託料の支払を書面をもって請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第11条 甲が第9条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第12条 乙は、各月の末日までに当該月の業務を完了できないときは、その期日を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の委託料の月額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第10条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」

と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第 8 条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第 14 条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（違約金）

第 15 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料から業務を完了した月数に月額を乗じた額を減じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として、甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第 2 項の規定により第 2 号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 第 13 条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するときとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第 13 条第 2 項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料から業務を完了した月数に月額を乗じた額を減じて計算した額の 10 分の 1 を違約金として、乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第 16 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、一事故につき対人賠償及び対物賠償を合わせて 10 億円の限度において、その損害を賠償しなければならない。ただし、門扉閉作業については、損害賠償限度額を一事故につき対人賠償 4 億円（1 名につき 5 千万円）、対物賠償 4 億円とする。

- 2 乙が業務の遂行中に、第三者から危害を加えられた場合については、甲は、損害賠償の責めを負わない。

(損害賠償の予定)

第 17 条 乙は、第 14 条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の 10 分の 2 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 3 号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第 18 条 第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当

然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第 19 条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第 20 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第 21 条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第 22 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第 22 条の 2 乙は、委託業務における個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他法令を遵守するとともに、個人情報の安全管理の

ために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
 - (2) 個人情報の取扱いについて管理体制を定め、管理状況について適宜検査を行うこと。
 - (3) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
 - (4) この契約による事務を処理するため、個人情報を取得し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
 - (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
 - (6) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
 - (7) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
 - (8) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬すること。
 - (9) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
 - (10) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は法令により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
 - (11) この契約による個人情報の取扱いの状況について、甲の指示に従い、定期に報告するとともに、甲が時期を定めて実施する実地調査に協力すること。
 - (12) 前号のほか、甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
 - (13) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不相当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
 - (14) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やか

に甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の厳守)

第 23 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を厳守しなければならない。

(協議)

第 24 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府
京都府教育委員会
教 育 長 前 川 明 範

乙 住所 **【落札決定後記入】**
氏名 **【落札決定後記入】**

府立学校警備業務仕様書

この仕様書は、府立学校警備業務の内容を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(業務内容)

第1条 乙は、契約対象物件を保全するために別紙の学校別仕様書に定める防犯警備業務、火災異常警備業務及び設備異常警備業務を行うものとする。

(1) 防犯警備業務とは、契約対象物件にかかる盗難及びその他の不良行為の予防若しくは早期発見及びその拡大防止のための業務をいう。

防犯警備業務には、門扉開閉作業（管理人業務）を含むものとする。

門扉開閉作業（管理人業務）とは、乙がその要員を指揮監督して行う以下の作業をいう。

ア 校門及び管理棟等の出入口の解錠を行う。

イ 最終退出者を確認の上、窓、扉等契約対象物件全般の戸締りを点検し、校門及び管理棟等の最終出入口の施錠を行うとともに、警報装置の作動の開始又は開始の確認を行う。

ウ 緊急時の連絡事務を行う。

(2) 火災異常警備業務とは、警報装置又は火災報知設備によって感知される契約対象物件にかかる火災異常監視業務並びに火災異常を察知したときにおける消防機関への通報業務及び緊急対処の業務をいう。

(3) 設備異常警備業務とは、契約対象物件にかかる設備異常の監視業務及び設備異常を察知したときにおける緊急連絡先への通報業務及び簡易な応急処理業務をいう。

(4) 乙は、業務実施期間中に契約対象物件に事故が発生したときは、警備員を直ちに急行（火災の場合は、併せて消防署に連絡）させるものとし、その後、遅滞なく当該事故の状況、措置の内容、その他詳細について丙を経由して甲に別紙処理状況報告書を提出するものとする。

(警備方法)

第2条 乙は、警報警備方法により警備業務を行うものとする。

警報警備方法とは、契約対象物件に設置した警報装置によって伝達される「異常」の有無を業務実施期間中、間断なくその監視本部において監視担当員を定め、監視することをいう。

(警報装置)

第3条 乙が契約対象物件に設置する警報装置は以下のとおりとする。

(1) 警報センサー

設置場所	警報センサー種別
天井	空間センサー
出入口	マグネットスイッチ
金庫	金庫センサー

(2) (1) をブロック別に各部屋の状況を確認でき作動・解除する機器

(ブロック開閉器)

(3) (2) のブロック別開閉状態を表示し、ブロック別及び一斉に(1)を作動・解除する機器

(警報機器集中管理装置)

(4) (3) 及びその他警報警備機器からの異常を報知し、監視本部に送信する機器 (送信機)

(5) 停電時に警報機器に電源を供給する装置 (非常用電源装置)

(6) 丙が指定する部屋に発煙システムを設置する。

2 警報装置が外部からの侵入者に対して異常を検出しなければならない範囲及びそのブロックについては別紙の学校別仕様書に定める。

3 乙は、警報装置の故障発生等に応じて、自己の負担において警報装置を更新しなければならない。

(業務時間)

第4条 乙の行う業務時間は原則として以下のとおりとする。

(1) 防犯警備業務

平日 17時15分から翌朝8時30分

土曜日、日曜日及び休日 8時30分から翌朝8時30分

ただし、学校運営の都合により学校職員の勤務時間の変更若しくは勤務日を振替えた場合は、それに伴いその時間を変更するものとする。

なお、門扉閉作業については、全体の総時間数の範囲内において変更することがある。

(2) 火災異常警備業務

終日

(3) 設備異常警備業務

終日

(経過措置)

第5条 乙は、授業、夏期講習等の学校運営に支障が生じないように甲及び丙と日程等を調整し、令和5年9月30日までの間で、甲及び丙が指示する期日に警報機器を設置するものとする。

ただし、乙は、設置するまでの間は、複数以上の警備員を配置すること等により業務を実施し、又は、令和5年7月31日まで受託している者が同意する場合にあっては、その者に再委託することにより業務を実施しなければならない。

- 2 前項の場合にあつては、乙はあらかじめ甲の承諾を得るものとする。
- 3 乙は警報機器を設置するにあつて、令和5年7月31日まで受託している者が同意する場合にあつては、設置している機器の一部を利用することができる。

学 校 別 仕 様 書

- 1 対象物件名 京都府立北桑田高等学校
- 2 所 在 京都府京都市右京区京北下弓削町沢ノ奥15番地
- 3 業務内容 防犯警備
- ・門扉閉作業の有無 有
 - ・門扉閉作業時間（日曜日及び休日を除く。）
17時15分から19時15分まで
- 火災異常警備
- 設備異常警備（漏電検知設備、満・減水検知設備、揚水ポンプ異常検知設備、消火栓ポンプ起動検知設備、汚水処理異常検知設備）
- 4 警報装置接続ブロック数 21 ブロック
- 5 警報機器集中管理装置等設置場所 宿直室
- 6 警報装置対象範囲及びブロック

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
1 (1室)	宿直室	本館東	1階	
2 (3室)	事務室	管理棟	〃	
	校長室	〃	〃	
	書庫	本館棟	〃	
3 (2室)	保健室	〃	〃	
	保健指導室	〃	〃	
4 (2室)	美術準備室	〃	〃	
	美術教室	〃	〃	
5 (5室)	職員室	〃	2階	
	印刷室	〃	〃	
	更衣室	〃	〃	
	相談室	〃	〃	
	国語科準備室	〃	〃	
6 (4室)	社会科準備室	〃	3階	
	社会科教室	〃	〃	
	多目的準備室	〃	〃	
	多目的教室	〃	〃	
7 (2室)	進路指導室	1号棟	1階	
	視聴覚教室	〃	〃	
8 (3室)	司書室	図書館棟	〃	
	資料室	〃	〃	
	閲覧室	〃	〃	
9 (1室)	体育職員室	格技場	〃	
10 (3室)	調理準備室	家庭科棟	〃	
	調理室	〃	〃	
	被服室	〃	2階	

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
11 (2室)	CAI準備室	〃	3階	
	CAI教室	〃	〃	
12 (3室)	音楽準備室	家庭科棟	4階	
	前室	〃	〃	
	音楽教室	〃	〃	
13 (3室)	化学準備室A	理科棟	1階	
	化学準備室B	〃	〃	
	化学教室	〃	〃	
14 (2室)	生物準備室	〃	2階	
	生物教室	〃	〃	
15 (2室)	物理準備室	〃	3階	
	物理教室	〃	〃	
16 (6室)	職員室	林業棟	1階	
	更衣室	〃	〃	
	測量準備室	〃	〃	
	作業室	〃	〃	
	CAD実習室	〃	2階	
	薬品庫	薬品庫	1階	
17 (4室)	準備室	木材加工 実習棟	〃	
	木材加工実習室 1	〃	〃	
	木材加工実習室 2	〃	〃	
	塗装室	〃	〃	
18 (3室)	コンピュータ加工準備室	第1実習棟	〃	
	組立展示実習室	〃	〃	
	コンピュータ加工実習室	〃	〃	
19 (2室)	地学教室	本館棟	〃	
	地学準備室	〃	〃	
20 (1室)	集成材製造実習室	第2実習棟	〃	
21 (1室)	ログハウス組立実習室	第3実習棟	〃	

学 校 別 仕 様 書

- 1 対象物件名 京都府立北桑田高等学校美山分校
- 2 所 在 京都府南丹市美山町上平屋梁ヶ瀬9番地2
- 3 業務内容 防犯警備
 ・門扉閉作業の有無 無
 火災異常警備
 設備異常警備（漏電検知設備、満・減水検知設備、揚水ポンプ異常検知設備、消火栓ポンプ起動検知設備、汚水処理異常検知設備）
- 4 警報装置接続ブロック数 1 ブロック
- 5 警報機器集中管理装置等設置場所 職員室
- 6 警報装置対象範囲及びブロック

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
1 (13室)	宿直室	本館棟	1階	
	応接室	〃	〃	
	事務室	〃	〃	
	職員室	〃	〃	
	保健室	〃	〃	
	技術職員室	〃	〃	
	調理室	〃	〃	
	薬品室	薬品庫	〃	
	放送室	本館棟	2階	
	理科準備室	〃	〃	
	理科室	〃	〃	
	図書室	〃	〃	
	生徒会室	〃	3階	

学 校 別 仕 様 書

- 1 対象物件名 京都府立亀岡高等学校西校舎
- 2 所 在 京都府亀岡市横町
- 3 業務内容 防犯警備
- ・ 門扉閉作業の有無 有
 - ・ 門扉閉作業時間（日曜日及び休日を除く。）
17時15分から19時15分まで
- 火災異常警備
- 設備異常警備（漏電検知設備、満・減水検知設備、揚水ポンプ異常検知設備、消火栓ポンプ起動検知設備）
- 4 警報装置接続ブロック数 20 フロック
- 5 警報機器集中管理装置等設置場所 技術職員室
- 6 警報装置対象範囲及びブロック

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
1 (1室)	技術職員室	100台棟	1階	
2 (1室)	保健室	〃	〃	
3 (4室)	事務室	〃	〃	
	書庫	〃	〃	
	校長室	〃	〃	
	応接室	〃	〃	
4 (4室)	放送室	〃	2階	
	職員室	〃	〃	
	印刷室	〃	〃	
	会議室	〃	〃	
5 (2室)	図書室	〃	3階	
	司書室	〃	〃	
6 (1室)	進路指導部室	〃	〃	
7 (3室)	食物教室	200台棟	1階	
	食物準備室	〃	〃	
	試食室	〃	〃	
8 (1室)	CAI教室	200台棟	2階	
9 (2室)	書道教室	〃	3階	
	書道準備室	〃	〃	
10 (2室)	音楽教室	〃	4階	
	音楽準備室	〃	〃	
11 (4室)	化学実験室	300台棟	1階	
	化学準備室	〃	〃	
	調合室	〃	〃	
	薬品庫	〃	〃	

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
12 (2室)	生物実験室	300台棟	2階	
	生物準備室	〃	〃	
13 (2室)	物理実験室	〃	3階	
	物理準備室	〃	〃	
14 (2室)	地学実験室	300台棟	4階	
	地学準備室	〃	〃	
15 (3室)	視聴覚教室	400台棟	1階	
	視聴覚準備室	〃	〃	
	映写室	〃	〃	
16 (2室)	被服教室	200台棟	2階	
	被服準備室	〃	〃	
17 (2室)	コミュニケーションルーム	400台棟	2階	
	コミュニケーションルーム準備室	〃	〃	
18 (1室)	生徒指導部室	100台棟	2階	
19 (1室)	専門学科職員控室	300台棟	2階	
20 (1室)	第2視聴覚教室	400台棟	2階	

学 校 別 仕 様 書

- 1 対象物件名 京都府立亀岡高等学校東校舎
- 2 所 在 京都府亀岡市北古世町1丁目
- 3 業務内容 防犯警備
- ・門扉閉作業の有無 有
 - ・門扉閉作業時間（日曜日及び休日を除く。）
17時15分から19時15分まで
- 火災異常警備
- 設備異常警備（漏電検知設備、満・減水検知設備、揚水ポンプ異常検知設備、消火栓ポンプ起動検知設備）
- 4 警報装置接続ブロック数 4 ブロック
- 5 警報機器集中管理装置等設置場所 技術職員室
- 6 警報装置対象範囲及びブロック

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
1 (1室)	技術職員室	西棟	1階	
2 (6室)	工芸準備室	〃	〃	
	工芸教室	〃	〃	
	準備室	〃	2階	
	職員室	〃	〃	
	美術教室	〃	〃	
	基礎実習室	〃	〃	
3 (6室)	デザイン制作室	東棟	1階	
	陶芸制作室	〃	〃	
	油絵制作室	〃	2階	
	資料室	〃	〃	
	コンピューター演習室	〃	〃	
	デッサン制作室	〃	〃	
4 (1室)	体育職員室	体育館	1階	

学 校 別 仕 様 書

- 1 対象物件名 京都府立南丹高等学校
- 2 所 在 京都府亀岡市馬路町中島1
- 3 業務内容 防犯警備
- ・門扉閉作業の有無 有
 - ・門扉閉作業時間（日曜日及び休日を除く。）
17時30分から19時30分まで
- 火災異常警備
- 設備異常警備（漏電検知設備、満・減水検知設備、消火栓ポンプ起動検知設備）
- 4 警報装置接続ブロック数 26 ブロック
- 5 警報機器集中管理装置等設置場所 休養室
- 6 警報装置対象範囲及びブロック

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
1 (1室)	休養室	管理棟	1階	
2 (2室)	校長室	〃	〃	
	応接室	〃	〃	
3 (3室)	事務室	〃	〃	
	技術職員室	〃	〃	
	書庫	〃	〃	
4 (3室)	食物準備室	〃	〃	
	試食室	〃	〃	
	調理室	〃	〃	
5 (3室)	職員室	〃	2階	
	印刷室	〃	〃	
	更衣室	〃	〃	
6 (3室)	司書室	〃	3階	
	図書室	〃	〃	
	資料室（司書室横）	〃	〃	
7 (3室)	情報準備室	〃	〃	
	情報処理室	〃	〃	
	情報デザイン室	〃	〃	
8 (4室)	総合実践準備室	〃	4階	
	総合実践室	〃	〃	
	販売実習室	〃	〃	
	プレゼンルーム	〃	〃	
9 (1室)	保健室	普通特別教室棟 (2)	1階	
10 (1室)	放送室	〃	〃	

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
11 (7室)	生物準備室	〃	2階	
	生物実験室	〃	〃	
	物理準備室	〃	3階	
	物理実験室	〃	〃	
	地学準備室1	〃	4階	
	地学準備室2	〃	〃	
	地学実験室	〃	〃	
12 (1室)	進路指導室	〃	2階	
13 (2室)	LL準備室	〃	4階	
	LL教室	〃	〃	
14 (2室)	書道準備室	普通特別教室 棟(3)	2階	
	書道教室	〃	〃	
15 (1室)	国語準備室	〃	〃	
16 (2室)	美術準備室	〃	3階	
	美術教室	〃	〃	
17 (2室)	コンピュータ準備室	〃	〃	
	コンピュータ教室	〃	〃	
18 (6室)	音楽室	〃	4階	
	音楽室通路	〃	〃	
	音楽練習室A	〃	〃	
	音楽練習室B	〃	〃	
	音楽準備室	〃	〃	
	音楽前室	〃	〃	
19 (2室)	視聴覚準備室	会議棟	1階	
	視聴覚室	〃	〃	
20 (1室)	研修室	〃	2階	
21 (1室)	体育職員室	体育館	1階	
22 (2室)	地歴公民準備室	普通特別教室 棟(3)	2階	
	地歴公民教室	〃	〃	
23 (4室)	化学準備室1	普通特別教室棟 (2)	1階	
	化学準備室2	〃	〃	
	化学実験室	〃	〃	
	薬品庫	〃	〃	
24 (3室)	礼法室	管理棟	2階	
	被服準備室	〃	〃	
	被服室	〃	〃	
25 (4室)	管理室兼教材室	工業実習棟	1階	
	電気系実習室	〃	〃	
	機械系実習室	〃	〃	
	塗装室	〃	〃	
26 (1室)	工業教室	普通特別教室 棟(3)	1階	

学 校 別 仕 様 書

- 1 対象物件名 京都府立園部高等学校・附属中学校
- 2 所 在 京都府南丹市園部町小桜町97番地
- 3 業務内容 防犯警備
 ・門扉閉作業の有無 有
 ・門扉閉作業時間（日曜日及び休日を除く。）
 17時15分から19時15分まで
 火災異常警備
 設備異常警備（漏電検知設備、満・減水検知設備2系統）
- 4 警報装置接続ブロック数 27 ブロック
- 5 警報機器集中管理装置等設置場所 階段下倉庫
- 6 警報装置対象範囲及びブロック

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
1 (1室)	階段下倉庫	管理棟	1階	
2 (5室)	校長室	〃	〃	
	応接室	〃	〃	
	事務室	〃	〃	
	書庫	〃	〃	
	給湯室	〃	〃	
3 (2室)	保健室	〃	〃	
	相談室	〃	〃	
4 (2室)	職員室	〃	2階	
	印刷室	〃	〃	
5 (2室)	進路指導室	〃	〃	
	相談室1	〃	〃	
6 (3室)	図書室	〃	3階	
	司書室	〃	〃	
	資料室	〃	〃	
7 (1室)	STルーム	〃	〃	
8 (2室)	視聴覚室	特別教室棟	1階	
	視聴覚準備室	〃	〃	
9 (2室)	美術教室	〃	〃	
	美術準備室	〃	〃	
10 (4室)	化学室	〃	〃	
	化学準備室A	〃	〃	
	化学準備室B	〃	〃	
	薬品庫	特別教室棟西	〃	
11 (2室)	LL教室	特別教室棟	2階	
	LL教室準備室	〃	〃	
12 (1室)	放送室	〃	〃	
13 (2室)	書道教室	〃	2階	
	書道準備室	〃	〃	
14 (2室)	生物室	〃	〃	
	生物準備室	〃	〃	

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
15 (3室)	音楽室	〃	3階	
	音楽準備室	〃	〃	
	楽器庫	〃	〃	
16 (2室)	地学室	〃	3階	
	地学準備室	〃	〃	
17 (2室)	物理室	〃	〃	
	物理準備室	〃	〃	
18 (2室)	調理実習室	教室棟	1階	
	調理準備室	〃	〃	
19 (3室)	I Cルーム	〃	2階	
	準備室	〃	〃	
	器具庫	〃	〃	
20 (2室)	被服室	〃	3階	
	被服準備室	〃	〃	
21 (1室)	会議室2	2号棟	2階	
22 (2室)	情報処理室	〃	3階	
	情報処理準備室	〃	〃	
23 (1室)	体育教官室	体育館	中2階	
24 (1室)	121教室	特別教室棟	2階	
25 (1室)	131教室	〃	3階	
26 (1室)	射撃場	射撃場	1階	
27 (6室)	多目的ルーム	中高一貫教育棟	1階	
	保健室	〃	〃	
	相談室	〃	〃	
	教材保管庫	〃	〃	
	会議室	〃	〃	
	技術工芸室	〃	〃	

学 校 別 仕 様 書

- 1 対象物件名 京都府立農芸高等学校
- 2 所 在 京都府南丹市園部町南大谷
- 3 業務内容 防犯警備
 - ・門扉閉作業の有無 有
 - ・門扉閉作業時間（日曜日及び休日を除く。）
18時00分から20時00まで
 - 火災異常警備
 - 設備異常警備（漏電検知設備、満・減水検知設備2系統）
- 4 警報装置接続ブロック数 17 ブロック
- 5 警報機器集中管理装置等設置場所 宿直室
- 6 警報装置対象範囲及びブロック

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
1 (1室)	宿直室	2棟	1階	
2 (6室)	校長室	〃	〃	
	応接室	〃	〃	
	事務室	〃	〃	
	書庫	〃	〃	
	放送室	〃	〃	
	スタジオ	〃	〃	
3 (6室)	職員室	〃	2階	
	印刷室	〃	〃	
	更衣室	〃	〃	
	視聴覚室	〃	〃	
	視聴覚準備室	〃	〃	
	カウンセリングルーム	〃	〃	
4 (4室)	試食室	1棟	1階	
	調理室	〃	〃	
	資料室	〃	2階	
	被服室	〃	〃	
5 (3室)	理科室 I	3棟	1階	
	理科室 I 準備室	〃	〃	
	薬品庫	〃	〃	
6 (2室)	理科室 II	〃	2階	
	理科室 II 準備室	〃	〃	
7 (2室)	図書室	3棟	3階	
	司書室	〃	〃	
8 (1室)	体育教官室	体育館	1階	

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
9 (3室)	農業科職員室	4棟	1階	
	農場管理室	〃	〃	
	農薬庫	農薬庫	〃	
10 (3室)	造園実習室	4棟	1階	
	造園実習準備室	〃	〃	
	材料実験室	〃	〃	
11 (4室)	農業実験室	〃	2階	
	農業実験準備室	〃	〃	
	農業実験室 (コンピューター教室)	〃	〃	
	コンピューター準備室	〃	〃	
12 (6室)	測量計算機室	1号棟	3階	
	情報基礎総合実習室 (CAD室)	〃	〃	
	製図室	〃	〃	
	環境緑地科準備室 (環境緑地科職員室)	〃	〃	
	造形実習室	〃	〃	
	準備室 (製図準備室)	〃	〃	
13 (7室)	動物実験室	バイオ実習棟	1階	
	動物実験準備室	〃	〃	
	植物実験室	〃	〃	
	植物実験準備室	〃	〃	
	クリーン室	〃	〃	
	培養室	〃	〃	
	無菌室	〃	〃	
14 (1室)	保健室	2棟	〃	
15 (2室)	進路指導室	〃	2階	
	学習準備室	〃	〃	
16 (2室)	食品加工室	1棟	1階	
	食品加工準備室	〃	〃	
17 (2室)	美術室	3棟	〃	
	美術準備室A	〃	〃	

学 校 別 仕 様 書

- 1 対象物件名 京都府立須知高等学校
- 2 所 在 京都府船井郡京丹波町豊田下川原166-1
- 3 業務内容 防犯警備
- ・門扉閉作業の有無 有
 - ・門扉閉作業時間（日曜日及び休日を除く。）
17時15分から19時15分まで
- 火災異常警備
設備異常警備（漏電検知設備、消火栓ポンプ起動検知設備）
- 4 警報装置接続ブロック数 22 ブロック
- 5 警報機器集中管理装置等設置場所 男子休養室
- 6 警報装置対象範囲及びブロック

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
1 (1室)	男子休養室	管理棟	1階	
2 (4室)	事務室	〃	〃	
	書庫(物品庫)	〃	〃	
	校長室・応接室	〃	〃	
	保健室	〃	〃	
3 (4室)	職員室	〃	2階	
	印刷室(更衣室)	〃	〃	
	小会議室	〃	〃	
	相談室	〃	〃	
4 (2室)	コンピュータ室	〃	3階	
	コンピュータ準備室	〃	〃	
5 (3室)	地学準備室	〃	〃	
	放送室	〃	〃	
	前室	〃	〃	
6 (3室)	司書室	特別教室棟	1階	
	図書室	〃	〃	
	資料室	〃	〃	
7 (5室)	視聴覚室	〃	〃	
	物入1	〃	〃	
	物入2	〃	〃	
	視聴覚準備室1	〃	〃	
	健康相談室	〃	〃	
8 (2室)	LL教室	〃	3階	
	LL準備室	〃	〃	

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
9 (4室)	化学準備室1	理科棟	1階	
	化学準備室2	〃	〃	
	化学実験室	〃	〃	
	薬品庫(暗室)	理科棟	〃	
10 (1室)	生物準備室	理科棟外部	2階	
11 (1室)	物理準備室	〃	3階	
12 (2室)	調理室	家庭芸術棟	1階	
	調理準備室	〃	〃	
13 (2室)	被服室	〃	2階	
	被服準備室	〃	〃	
14 (1室)	美術準備室	〃	3階	
15 (4室)	音楽教室	家庭芸術棟	3階	
	音楽準備室	〃	〃	
	音楽準備室前室	〃	〃	
	楽器庫	〃	〃	
16 (1室)	体育職員室	体育館	中2階	
17 (5室)	管理室	食品製造実習棟	2階	
	情報処理室	〃	〃	
	情報処理準備室	〃	〃	
	食品化学準備室	〃	〃	
	食品化学実験室	〃	〃	
18 (3室)	農業基礎実験室	農業実習棟	1階	
	公園管理準備室	〃	〃	
	公園管理実習室	〃	〃	
19 (2室)	動物飼育準備室	〃	〃	
	機械器具修理実習室	〃	〃	
20 (2室)	車庫	公園管理作業棟	〃	
	材料室	〃	〃	
21 (3室)	社会科準備室	特別教室棟	〃	
	相談室	〃	〃	
	進路室	〃	〃	
22 (1室)	農牧学校資料館	理科棟	1階	

学 校 別 仕 様 書

- 1 対象物件名 京都府立丹波支援学校
- 2 所 在 京都府南丹市八木町柴山坊田118
- 3 業務内容 防犯警備
 - ・門扉閉作業の有無 無
 - 火災異常警備
 - 設備異常警備 (漏電検知設備、満・減水検知設備、発電機異常検知設備、空調・給湯異常検知設備)
- 4 警報装置接続ブロック数 12 ブロック
- 5 警報機器集中管理装置等設置場所 宿直室
- 6 警報装置対象範囲及びブロック

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
1 (1室)	宿直室 (男子休養室)	管理棟	1階	
2 (3室)	校長室	〃	〃	
	事務室	〃	〃	
	書庫	〃	〃	
3 (3室)	職員室	〃	2階	
	放送室	〃	〃	
	中学部職員室	〃	〃	
4 (2室)	理科室	A棟	1階	
	理科準備室	〃	〃	
5 (2室)	保健室	C棟	1階	
	保健準備室	〃	〃	
6 (2室)	機能訓練室	D棟	1階	
	機能訓練準備室	〃	〃	
7 (7室)	工芸室	職業訓練棟	1階	
	窯業室	〃	〃	
	窯業準備室A	〃	〃	
	窯業準備室B	〃	〃	
	木工室	〃	〃	
	木工準備室	〃	〃	
	木金工室	〃	〃	
8 (1室)	音楽室	A棟	2階	
9 (2室)	普通教室 (高)	B棟	2階	当分の間警備停止
	コンピューター準備室	〃	〃	
10 (3室)	調理室	C棟	2階	
	学習室C-21	〃	〃	当分の間警備停止
	学習室C-23	〃	〃	当分の間警備停止
11 (2室)	言語訓練室	D棟	2階	
	言語訓練準備室	〃	〃	
12 (1室)	療育指導室	特別教室棟	2階	

学 校 別 仕 様 書

- 1 対象物件名 京都府立丹波支援学校亀岡分校
- 2 所 在 京都府亀岡市千代川町湯井巽筋38
- 3 業 務 内 容 防犯警備
 - ・門扉閉作業の有無 無
 - 火災異常警備
 - 設備異常警備 (漏電検知設備、満・減水検知設備、消火栓ポンプ起動検知設備、発電機異常検知設備)
- 4 警報装置接続ブロック数 4 ブロック
- 5 警報機器集中管理装置等設置場所 事務室
- 6 警報装置対象範囲及びブロック

警報装置 ブロック番号	警報装置設置室名	建物名	階数	留意事項
1 (1室)	事務室		2階	
2 (2室)	副校長室		〃	
	職員室		〃	
3 (5室)	CR101		1階	
	保健室		〃	
	教材庫		〃	
	CR104		〃	
	CR105		〃	
4 (1室)	工作室		〃	

府立学校警備業務処理状況報告書

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

報告者 住所
氏名

府立学校警備業務委託契約に基づく委託業務の処理状況について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 異常発生内容 防犯警備・火災異常警備・設備異常警備
- 2 異常発生物件名 京都府立 学校 (分校)
- 3 異常発生日時 年 月 日 時 分
- 4 異常発生場所
- 5 対処経緯
出動指示時間 時 分
現場到着時間 時 分 (対処者名)
第1報時間 時 分 (状況)
警察・消防等通報 時 分
施設管理者連絡 時 分 (役職・氏名)
警察・消防等到着 時 分 (機関名・人数)
施設管理者到着 時 分 (役職・氏名)
再セ ッ ト 時 分
- 6 状況 侵入及び逃走経路等 (防犯) ・延焼範囲及び焼失状況等 (火災異常)
設備名及び異常原因等 (設備異常)

感知区分 L - L - L -

7 被害

- * 処理状況報告書は、以下の場合に提出すること。
 - ①警察・消防に通報し、それらの機関の出動があった場合。
 - ②設備異常により当該物件及び物件周辺地域に被害が発生した場合。
 - ③異常発生時から、25分以内に現場到着できなかった場合は、その理由を明記。
- * 報告時期 再セット後、できるだけ早く。
- * 報告先 京都府教育庁管理部管理課 FAX 075-432-5985

警備業務完了報告書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

報告者 住所
氏名

対象物件名	警備記録	異常発生日・異常の概要
京都府立北桑田高等学校	異常 (有・無)	
京都府立北桑田高等学校 美山分校	異常 (有・無)	
京都府立亀岡高等学校 西校舎	異常 (有・無)	
京都府立亀岡高等学校 東校舎	異常 (有・無)	
京都府立南丹高等学校	異常 (有・無)	
京都府立園部高等学校・附属中学校	異常 (有・無)	
京都府立農芸高等学校	異常 (有・無)	
京都府立須知高等学校	異常 (有・無)	
京都府立丹波支援学校	異常 (有・無)	
京都府立丹波支援学校 亀岡分校	異常 (有・無)	

- * 警備記録欄で異常有とした場合は、異常発生日及び異常の概要を記入すること。
- * 警察及び消防等へ通報のあった異常については、処理状況報告書の提出を確認すること。